

新編武藏國風土記稿首卷例義

一新編武藏國風土記は曩者林大學頭衝か建議して、文化七年功を起す所なり、夫國志の編纂に至ては、事も亦小ならず、何如となれば體例格を得、記事法を得にあらざれば、成書とすへからず、今此篇は志の材料を纂輯して、他日成編の資とせんと欲するのみ、

一昔元明天皇和銅六年に勅ありて、天下諸國の記籍を徵さる、當時の勅曰、畿内七道諸國郡鄉名著好字、其郡内所生、銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚蟲等物、具録色目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上、今世に傳ふる『日本總國風土記殘本』と號するものは、當時獻籍の闕本なりと云。其書たるを顧に、各國區別して體例一ならず、是在廳官人或は國の博士等の手に出て、筆力に長短あり、搜索に疎密あるか故なるへし、要するに是亦材料に過す、固勅撰の書とは云へからず、今此篇も亦官命を奉して材料を蒐輯

せしまでなれば、姑倣て新編某國風土記と號す、

一舊本當國風土記今存するもの纔に四卷、第七十九卷分て二とし、多磨・入間二郡、第八十三卷荏原郡、第八十四豐島郡、奥書に據に入間郡記は菅黃門家藏本、其餘三卷は藤大納言高基卿家藏本に出つ、亞槐の奥書に、殘冊十七冊之内と見えたり、因接するに、當國當時二十郡二十卷あるべきの理なり、其三卷は早亡失か、又は合本なるも知へからず、又第七十九卷を二冊とすへきの理なし、恐らくは多磨郡第七十八卷なるを誤て九と記せしならん、今存する所四郡の記、亦頗殘缺して既に全書にあらず、始なく終なし、故に撰者の名氏及成書の年代皆知へからず、闔國の例とするに足らず、凡殘本中首尾頗備ものは、但『出雲國風土記』のみなり。是天平五年二月卅日、秋鹿郡人神宅臣金太理國造帶意宇郡大領出雲臣廣島等勘進する所なり、當國舊本豐島郡箕田八幡神社天平六年辛未八月十五日自宇佐宮遷御と記すに據て考るに『出雲風土記』獻籍の後、程なく當國よりも勘進せしこと推て知へし。今此二記及